

令和9年度 保育施設入所のしおり



子育て支援キャラクター
なとりーな

名取市健康福祉部こども支援課

〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地
TEL 022-724-7181（保育係）

令和8年9月1日現在

★市ホームページより入所のしおり、
各種申請書類等が閲覧、ダウンロード可能です★



も く じ

1	保育施設に入所申請をするには	P.2
2	支給認定について	P.2
3	入所申込から入所決定までの流れについて ① 新年度4月1日入所希望での申込の場合	P.4
	入所申込から入所決定までの流れについて ② 新年度途中入所希望での申込の場合（随時調整）	P.6
4	申込に必要な書類について	P.7
5	認可施設一覧について	P.11
6	保育料について（0～2歳児）	P.13
7	副食費（給食費）について（3～5歳児）	P.16
8	特別保育事業について	P.17
9	保育施設について	P.18
10	その他の施設など	P.19
11	よくある質問 Q&A	P.20
	参考資料 ・ 保育期間早見表（令和9年度）	

1 保育施設に入所申請をするには

名取市の保育施設に申請できるのは、生後2ヶ月から就学前までの児童で、次の2つに該当する場合となります。

■ 名取市に在住していること

名取市に住民票がある方

※名取市に転入予定である方も申請は可能です。

■ 保育の必要性の認定「支給認定」を受けていること

保育施設に入所するには、保育の必要性の認定「支給認定」（2号認定または3号認定）を受けることが必要です。

保護者が仕事や病気などの「保育を必要とする事由」により、家庭での保育が困難な場合、施設での保育が必要なお子さんとして「支給認定」を行います。幼児教育や集団生活に慣れさせる目的では保育の対象とはなりません。

2 支給認定について

保育施設や幼稚園（新制度園）などの利用を希望される場合、入所・入園の決定とは別に、保護者の就労状況等をもとに次の3つの区分により、利用のための認定（支給認定）を受けることが必要です。

■ 3つの認定区分

	対 象	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望する場合	幼稚園（新制度園） 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育施設

※2号・3号認定には、保育を必要とする時間によって、さらに「保育標準時間（11時間まで）」または「保育短時間（8時間まで）」の2つの区分により認定します。

■保育の必要性（２号・３号）の認定

名取市内に住所があり、保護者が以下のいずれかの事由に該当すること

	保育を必要とする事由		保育時間	認定期間
1	就労※ ¹	月１２０時間以上の就労※ ²	標準※ ⁴	卒園まで （期間雇用で更新無の場合は当該有効期間まで）
		月６４時間～１２０時間未満の就労※ ² 就労又は通勤の時間帯が施設の定める保育短時間の時間帯を常態的に超えている場合は、保育標準時間で認定※ ³	短	
2	妊娠、出産	入院等が必要な妊娠 産前・産後８週間	標準※ ⁴	産後８週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病・障害	入院、通院、自宅療養、障害などで保育が困難と診断	標準短	卒園まで （診断書等に有効期間がある場合、当該有効期間まで）
4	同居親族の介護・看護	同居又は長期入院・入院している親族の常時の介護、看護	標準短	卒園まで （診断書等に有効期間がある場合、当該有効期間まで）
5	災害復旧	災害復旧作業により保育が困難	標準※ ⁴	卒園まで
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている	短	効力発生日から 90 日を経過する日の属する月の末日まで
7	就学	学校等に在学又は職業訓練校等における職業訓練を受けている	標準短	卒業予定日の属する月の末日まで
8	虐待・DV	虐待や DV のおそれがある	標準※ ⁴	卒園まで
9	育児休業 （既に入所している児童のみ）	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて職場復帰のために継続利用が必要である場合	短	4・5 歳児 卒園まで 0～3 歳児 育休取得に係る子の 1 歳の誕生日の前日まで （待機となった場合、2 歳まで延長可）

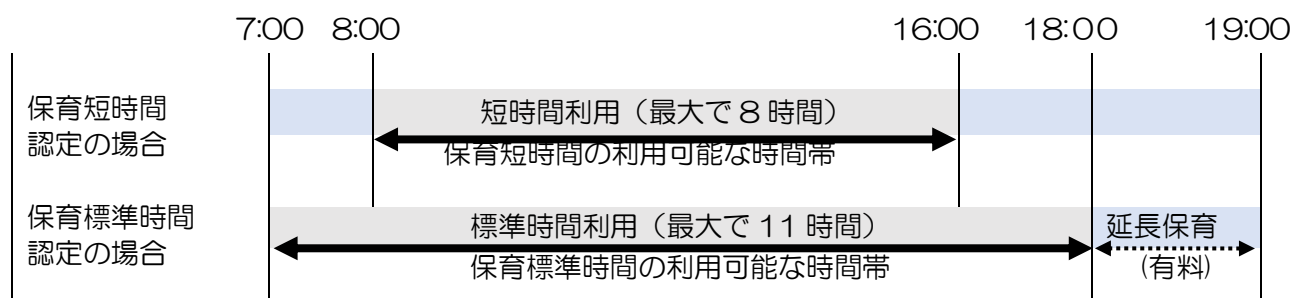
※１ 育児休業期間中に慣らし保育を行う場合についても就労での認定となりますが、有効期間開始日の２ヶ月後までに復職していただきます。

※２ 就労については、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含みます。

※３ 送迎の時間も含めて保育時間を確認します。

※４ 保護者が希望する場合、短時間の認定也可。

■保育の必要量（保育時間）の区分



※上記は公立保育所の場合の一例です。施設により開所時間（標準時間、短時間）が異なりますので、P11・P12 をご確認ください。

※保育を必要とする事由・必要量が父母でそれぞれ異なる場合、保育時間は低い方に合わせます。

3 入所申込から入所決定までの流れについて

新年度 4 月 1 日入所申込と年度途中入所申込とは、手続きの時期や流れに違いがあります。



① 新年度 4 月 1 日入所希望での申込の場合



申込書類 の提出

【一次調整期間】 10 月 15 日（木）～ 11 月 11 日（水） 9 時～16 時 30 分

【二次調整期間】 11 月 12 日（木）～ 2 月 5 日（金） 9 時～16 時 30 分

【受付場所】 こども支援課窓口（平日のみの受付となります。）

郵送・電子申請（締切厳守）

※電子申請はこちら（マイナポータル）⇒



- ・さぽーとぶらす保育事業に申請する場合、お子さんの発達状況を確認します。
申込するお子さんと一緒にお越しください。（P17 をご覧ください。）

※さぽーとぶらす保育事業については、一次調整期間のみ受付となります。

- ・11 月生まれのお子さんに関しては、令和 8 年 12 月 9 日（水）まで受付します。
期間内にこども支援課窓口にお越しください。（一次調整対象）

利用調整

【一次調整】 1 月上旬

- ・申込書類の不備がある場合、12 月 9 日（水）までにご提出ください。

【二次調整】 2 月中旬

※書類不備の場合、利用調整の対象外となります。

- ・主に保育が必要である事由と必要な量、世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、優先順位をつけての調整となります。

調整結果 の通知

【一次調整】 1 月下旬 発送

【二次調整】 2 月下旬 発送 ※1

＜ご希望の保育施設に利用が見込まれる場合＞

面接のお知らせと利用調整結果通知書を発送します。

＜ご希望の保育施設に利用が見込まれない場合＞

入所保留通知書を発送します。

一次調整で保留になった場合は二次調整の対象となります。希望施設の変更や追加は令和 9 年 2 月 5 日（金）までに、「入所希望保育施設変更届」をこども支援課へご提出ください。

また、二次調整の結果発送以降、保育所に空きが出た場合は、3 月中旬頃まで随時調整を行います。入所可能な見込みがある場合、電話にてご連絡いたします。

※1 調整結果と「支給認定証」を郵送いたします。

なお、「支給認定証」は、保育施設等の利用の可否を決定するものではありません。

面接
の時期

【一次調整】 2月中旬頃

【二次調整】 3月中旬頃

・利用調整結果通知書が届いた方は、利用が見込まれる保育施設で面接を行います。お子さんの発達・健康状況や日常等についてお話を伺うため、お子さんと保護者で出席してください。

※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

入所承諾
の通知

【一次調整】 2月下旬頃発送 入所承諾書、支給認定証※2

【二次調整】 3月下旬頃発送 入所承諾書

※2 転入予定で申請の方は、転入確認後に発送します。

説明会

● 3月

保育施設での入所説明会に参加していただきます。

・説明会の日程等は、入所承諾通知に同封、または保育施設よりご案内します。

※二次調整の場合、結果の時期により、説明会の日程に間に合わない場合が想定されます。その際は、個別に各保育施設で説明を受けていただくようになります。

入所

● 4月1日（木）

利用者負担額（保育料）については、3月下旬から4月中旬までに、郵送または利用施設を通してお知らせいたします。

ならし保育は入所から2ヵ月以内となります。

入所前のならし保育はできません。

【注意事項】

- ・二次調整が保留の場合、いただいた申込書類は令和9年度中（令和10年3月入所分まで）は随時調整の対象としてお預かりいたします。申込を取り下げる・申込内容に変更がある場合は、速やかにこども支援課へご連絡ください。
- ・**入所選考は先着順ではありません。**受付期間内に提出された書類に基づき、利用調整を行います。
- ・受付開始直後は窓口が大変混雑いたしますので、待ち時間短縮のため、来庁不要な電子申請や郵送での手続きをぜひご活用ください。



② 新年度 途中入所希望での申込の場合

随時調整



支給認定申請
入所申込

入所希望月の前々月の末日までに

各申請書等をこども支援課に提出してください

例：9月1日入所希望の場合⇒7月末日まで提出

児童の健康状況申告書の内容によっては後日来庁を依頼する場合がございます。

※お子さんの発達状況について気になる方はこども支援課へご相談ください。

※支給認定は、各月1日からの認定になります。

利用調整

申し込んでいる方で利用調整を行います

- ・希望施設に空きが出た場合、入所に向けて調整を行います。
 - ・保育が必要である事由に対して添付いただいた書類をもとに調整します。
- 申請内容に変更事項が発生した場合は必ずご連絡ください。

1. 入所案内の調整がついた場合

発達状況を保育施設にて確認します

- ・保育施設と日程を調整し、施設にて面接を行います。当日はお子さんと一緒に保育施設にて確認を行います。
- ・申込内容に変更等がない場合、そのまま入所に向けての説明になる場合もあります。

入所

2. 入所保留の場合

保育所入所保留通知を郵送します

- ・入所の申込に関しては申込年度に限り有効となり、希望施設で空きが出た場合の調整対象となります。
- ・入所可能見込みとなった場合、こども支援課より電話にてご連絡いたします。

◆保育所入所保留通知について

- ・育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに保育所入所保留通知書が必要となることがありますが、その手続きに関してはこども支援課では回答出来ません。詳しくは、勤務先やハローワークへお問い合わせください。
- ・保留通知書の発行については、期日（入所希望月の前々月の末日）までに入所申込を行っていることが前提であり、日付を遡っての発行は出来ません。
- ・初回の利用調整のみ、利用が見込まれない方に保留通知を発行します。次回以降は発行しませんので、QRコードからお手続きをお願いします。
- ・認可保育施設利用申込書の写しが必要な方は提出前に写しをお取りください。



4 申込に必要な書類について

申込児童 1 名ごとに 1 部ずつ必要となります。必要書類をそろえてお申込みください。書類不備により受付できない場合があります。

■申請時に必ず提出が必要な書類

① 支給認定申請書 兼 認可保育施設利用申込書

② 児童の健康状況申告書

※障害や発達の遅れなど、特別な配慮を要する事情が認められる場合、別途面接や、さぼーとぶらす保育事業（P17）の申請が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

③ 認可保育施設入所に関する留意事項の確認書

※兄弟同時申込の場合は 1 枚の提出で構いません。

④ 支給認定に係る個人番号（マイナンバー）申告書

※兄弟同時申込の場合は 1 枚の提出で構いません。

⑤ 保育の必要性・優先度を確認する書類

父母、60 歳未満の同居の祖父母について、提出願います。

- ・60 歳未満同居祖父母の書類は任意ですが、提出がない場合、優先度が下がります。
- ・申込が兄弟同時で複数の場合、1 部を用意し、コピー添付可です。
- ・★印の付いている書類は申込書一式に含まれない補助書類になります。
該当する方はこども支援課窓口又は市ホームページから取得してください。
- ・証明書等の日付は一斉申込受付の場合 9 月以降、それ以外は申込日より、概ね 2 ヶ月以内の日付の書類をご提出ください。
- ・兄弟が放課後児童クラブに申し込む場合、保育所入所申込の書類の写しを提出していただくことは可能です。予め写しを準備しておくようお願いします。

保育を必要とする事由	必 要 書 類
就労	・就労証明書(父・母分) (自営業・会社役員等の場合に追加する書類) ・自営業者・会社役員等の就労状況申告書 ★ ◆自営業者：確定申告書（確定申告の済んでいない方は開業届、営業許可書等、事業を営んでいることが分かる書類のいずれか一つ） ◆会社役員：源泉徴収票（年末調整が済んでいない場合は法人登記事項証明書等の写し）
妊娠・出産	・母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかる部分）
保護者の疾病・障害	・傷病・障害状況申告書 ★ ・診断書・障害者手帳の写し
同居親族の介護・看護	・介護（看護）状況申告書 ★ ・診断書・障害者手帳・療育手帳の写し
災害復旧	・災害復旧にあたっていることが分かる書類
求職活動	・求職活動状況申告書 ★
就学	・カリキュラムがわかる書類の写し ・在学証明書 ★
虐待・DV	・市が必要と認める書類(保護命令書など公的な書類)

⑥転入予定での申込の場合 （※該当する場合のみ）

「転入に関する申立書」及び賃貸借・売買契約書等の書類の写し、祖父母の実家にて同居の場合は「転入に関する申立書」「同居に関する申立書」を提出してください。

■申込時に下記に当てはまる方は、入所後に、別途書類が必要となります。

1	就労内定の方	就労開始後に再度「就労証明書」の提出が必要です。
2	求職活動中の方	就労決定や内定をした場合、「就労証明書」を提出してください。
3	育児休業中の方	有効期間の開始日より 2 ヶ月後までに復職となります。復職後に再度「就労証明書」の提出が必要です。

■認可保育施設入所に係る留意事項について

以下、申し込みの際に提出いただくものと同等になります。

留意事項	
1	保育施設は、保護者が仕事や病気その他の理由で家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育をすることを目的として設置された児童福祉法による施設です。仕事は休み等で保育を必要とする事由がない日は、原則家庭での保育となります。 ※保育を必要とする事由以外で施設を利用する場合は、施設に必ず連絡をお願いします。
2	保育を実施する時間は、支給認定の保育時間の区分（標準時間・短時間）及び各施設が定める標準時間・短時間の設定時間の範囲内で、保育を必要とする事由に対し、添付していただいた各証明書等に記載された「保育を必要とする時間」（就労であれば、勤務就労証明書に記載された勤務時間となります）＋「送迎（通勤）時間」です。予め施設と確認のうえ、適正に利用いただくようお願いします。
3	支給認定・入所手続きに必要な書類は、後日提出となるものも含め、期日までに提出してください。また、支給認定期間中、年に1度、支給認定要件に適合しているかを確認するため、継続入所のための現況届をご提出いただきますが、書類の提出がない場合は、支給認定が取消しとなり、入所（継続）ができなくなることがあります。
4	提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更を生じたがその連絡がなかった等の場合は、認定、利用内定、入所承諾、利用者負担額の決定を取消、退所していただくことがあります。
5	申請児童の健康・発達状況等の確認のため、必要に応じて関係機関に対し情報を提供する又は情報の提供を求める場合があります。また、障害や発達の遅れなど、保育実施にあたって特別な配慮を要する事情が認められる場合、別途面接や、さぼりとぶらす保育の申請を求める場合があります。 上記求めに応じない場合や、障害や発達の遅れが重度である場合、また、事前の申し出なく、利用調整後に施設における面談において、保育士の加配が必要であることが判明した場合、入所承諾とならない場合があります。
6	求職活動や、妊娠出産等を事由に認定を受ける場合、支給認定期間が制限されます。認定期間後も継続して保育施設等の利用を希望する場合は、期間満了前に保育を必要とすることが確認できる書類を提出してください。認定を継続する事由がない場合、退所となります。
7	申込後又は入所中に、住所、氏名、家族構成及び保育を必要とする事由等に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書」「変更事項を証明する書類」を施設等に提出してください。 各種変更は、利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。提出が遅れた場合や、後日発覚した場合には、内定等の取消や、保育料が遡って変更となることがあります。
8	利用者負担額（保育料）は入所児童の保護者の税額により算定します。税額は基本的に父母2名の合算額になりますが、父母の年収が120万円未満の場合のみ、同居する祖父母等扶養義務者の方から、家計の主宰者と判断される1名の課税額を合計します。この場合、世帯分離しているかどうかにかかわらず算定の対象となりますので、支給認定申請書兼認可保育施設利用申込書の世帯の状況欄への記載漏れがないか再度確認してください。
9	公立保育所の場合、保育料・副食費・延長保育料は原則口座振替により納入していただきます。原則毎月28日の引落としとなりますので、残高不足等にご注意ください。なお、保育料が滞納となった場合、督促状・催告書が送付されるほか、こども支援課職員又は施設職員が自宅訪問や電話による催告を行います。納入が困難となった場合、速やかにご相談ください。※自園徴収となる施設については、施設の指示に従い納入してください。
10	入所当初には、児童が保育施設に慣れるための「ならし保育」があり、短い時間から少しずつ施設に預け、新しい環境に慣れていけるように対応を行っております。ならし保育は可能な範囲で最大2ヵ月以内の期間で行っていただきます。入所日より前にならし保育をする事はできません。
11	退職や引越し等により保育施設を退所することが確定した場合には、「退所届」を退所予定月の10日までに、利用施設を通してこども支援課に提出してください。退所が10日以降に明確になった場合は、すぐに利用施設及びこども支援課に連絡をしてください。 入所申込中の場合でも、入所の必要がなくなった場合には、こども支援課にご連絡ください。
12	提出書類（マイナンバー関係除く）や決定した利用者負担額（保育料）、保育料等の滞納の状況等については、必要に応じて利用予定の保育施設等に対し提供します。
13	利用開始希望日が申請日から約1ヶ月以上後の場合、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。

※「就労」による支給認定関係

14	雇用期間がある就労形態の場合は、更新ごとに「勤務・就労証明書」の提出をします。
15	保育施設在籍中に退職した場合、求職活動での支給認定が可能（90日程度）ですので、速やかに支給認定変更申請書を提出願います。変更申請書の提出がない場合や、求職活動での認定期間内に就労先が見つからない場合は退所となります。
16	職場復帰を前提とし、ならし保育を行うために育児休業中に申請・入所となった場合は、有効期間の開始日より2ヵ月後（4/1入所の場合6/1）までに復職していただきます。復職後に再度、復職日の記載がある「就労証明書」の提出が必要ですが、期日までに復職していないことが明らかとなった場合は退所いただきます。

※「育児休業」による支給認定関係

17	入所児童の弟妹のための育児休業を取得する場合、入所児童が保育施設を継続利用出来る期間は原則として1年（育児休業取得に係る児童の出生日の前日まで）とし、弟妹について認可保育施設の入所申込をし、入所保留となった場合のみ、6ヵ月毎、最長で弟妹が2歳になるまで継続利用出来る期間を延長します。
----	--

■利用調整における優先基準（入所指数）について

入所指数（＝基準指数（父）＋基準指数（母）＋調整指数）により、点数の高い世帯から順に入所を決定します。なお、同点の場合は、保護者の市民税所得割額が低い世帯を優先します。

（１）基準指数

父母の保育を必要とする状況を指数化したもの。父母それぞれ 20 点を上限として計算します。

	種類	保護者の状況		指数
1	就労※1	月 170 時間以上		20
		月 160 時間以上 170 時間未満		19
		月 150 時間以上 160 時間未満		18
		月 140 時間以上 150 時間未満		17
		月 130 時間以上 140 時間未満		16
		月 120 時間以上 130 時間未満		15
		月 110 時間以上 120 時間未満		14
		月 100 時間以上 110 時間未満		13
		月 90 時間以上 100 時間未満		12
		月 80 時間以上 90 時間未満		11
		月 64 時間以上 80 時間未満		10
2	妊娠・出産	入院等が必要な妊娠又は出産日の前後 8 週間※2		18
3	保護者の 疾病・障害	疾病	入院中並びに入院相当の治療又は常時安静を要する自宅療養で、常に病臥しており保育が常時困難な場合	20
			精神性疾患、感染症、または特殊疾病にり患し、医師の診断により保育が困難な場合	18
			医師の診断により通院加療を要し、保育に支障がある場合	就労に準 ずる
		障害	介助を要する（身体 1・2 級、精神 1 級、療育 A、要介護 3～5 相当）	20
			保育に支障がある（身体 3 級、精神 2 級、療育 B、要介護 1～2 相当）	16
			上記以外	10
4	同居親族の 介護・看護 ※3	自宅	常時観察、介護・看護が必要 （身体 1・2 級、精神 1 級、療育 A、要介護 3～5 相当）	20
			日常生活全般において恒常的な介護・看護が必要 （身体 3 級、精神 2 級、療育 B、要介護 1～2 程度相当）	16
			上記以外	10
		施設付添	通院、施設通所、入院の付添等を行っている場合	就労に準 ずる
5	災害等	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている		20
6	求職	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている		5
7	就学	学校等に在学又は職業訓練校等における職業訓練を受けている		就労に準 ずる
8	虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合		20
9	その他	不存在等 ※4	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等の場合	20
		前各項目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要な場合		4～20

※1 就業規則に基づく就労時間で算定する（育児短時間勤務を取得していても影響はない。また、就労時間には、休憩時間を含み、残業・通勤時間は含まない）。

※2 産後は 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。

※3 同居親族については、長期間入院等をしている親族を含む。

※4 不存在等については、公的な証明書を必須とする。

(2) 調整指数

家庭の状況に応じ、基準指数に加算・減算します。

	条件	指数
1	ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、又はそれに類する場合）	+5
2	生活保護世帯	+5
3	主たる生計維持者である保護者が、自己の責めに帰すべき理由によらない離職により求職活動中である場合（申請日が離職日の属する月の翌月から3ヶ月以内である場合に限る）	+5
4	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	+20
5	入園希望月に申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が名取市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育施設に在園中または同時申込中の場合	+5
6	保護者が名取市内の保育所・認定こども園・地域型保育施設等又は幼稚園に保育士、看護師又は幼稚園教諭として就労している場合（就労予定も含む）（1人あたり）	+5
7	保護者が名取市内の放課後児童クラブに支援員として就労（就労予定も含む）（1人あたり）	+3
8	保護者の一方が単身赴任や入院で不在にしている場合	+2
9	保護者が就労内定、または事業開始予定である場合（1人あたり）	-2
10	転入予定での申込であって、賃貸借・売買契約書等の書類の写しの提出がない場合	-3
11	60歳未満の同居している祖父母について、保育協力可能であると判断される場合（保育の必要性の認定を認められる書類の提出がなかった場合）（該当する親族1人あたり）	-3
12	在園児・卒園児を含む世帯において、保育料等の滞納があり、かつ納付相談や約束の履行がなされていない場合	滞納月数 ×-2
13	希望する市内認可保育施設に入所出来ない場合は、育児休業の延長も許容できる場合 ※保育施設等利用調整に係る申立書を提出	-20
14	通園する市内認可保育施設の廃止等、特別な事情がある場合	+20
15	正当な理由なく保育施設の利用案内を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たような行為を行った場合（利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る）	-1

※保育施設等利用調整に係る申立書

希望する市内認可保育施設に入所出来ない場合は、育児休業の延長も可能であり、利用調整における順位を下げることを許容できる場合に提出いただく申立書です。

利用調整において指数を下げた場合でも、希望保育施設等へ案内する場合があります。

5 認可施設一覧について

市内認可保育所、地域型保育施設及び認定こども園についてお知らせします。

■認可保育所

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	月齢	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
増田保育所	増田 1-8-33 (382-2736)	70	6ヶ月 ～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
名取が丘保育所	名取が丘 2-6-1 (384-1853)	110				
ゆりが丘保育所	ゆりが丘 2-11-1 (386-5188)	90				
関上保育所	関上西 2-11 (385-0402)	66				
愛の杜めぐみ保育園	愛の杜 1-2-10 (226-7466)	90				
杜せきのしためぐみ 保育園	増田字後島 455 (397-6522)	90				
高館あおぞら保育園	高館熊野堂字五反田 山 1-2(381-2011)	100	2ヶ月 ～			月～土 18:00-19:00
スクルドエンジェル 保育園なとり園	上余田字千刈田 886-1(302-7860)	60				
手倉田くじら保育園	大手町 2-2-5 (382-1333)	100				

■地域型保育施設

対象児童は0歳児～2歳児で、少人数を対象に、認可保育所の基準に準じた運営をしている施設です。

卒園後に引き続き保育サービスの利用をご希望の場合、主に次の方法があります。

○保育所・認定こども園（保育所部分）の利用（優先度を上げて、利用調整しています）

○預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用（直接の申し込みとなります）

【小規模保育施設】

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	月齢	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
キッズフィールド 杜せきのした駅前園	杜せきのした 2-6-3 (398-8399)	19	2ヶ月 ～	月～金 7:30-19:30 土 7:30-19:30	7:30-18:30 8:00-16:00	月～土 18:30-19:30
キッズフィールド みたその園	美田園 5-12-6 (381-4777)	19				
キッズフィールド 第2みたその園	美田園 5-3-9 (397-6929)	12				
キンダーナーサリー なとりおひさま保育園	手倉田字諏訪 669-1 (724-7351)	19				
本郷小規模保育所	本郷字矢口 84 (382-2524)	19	6ヶ月 ～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
ぷらざ保育園 名取駅前	増田 4-7-30 (383-6672)	19	3ヶ月 ～			
保育ルーム クレヨン kids	増田 4-5-25 (382-6032)	19	2ヶ月 ～			

【家庭的保育施設】

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	月齢	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
RiverLand くるみ保育園	大手町 5-18-1 (397-6689)	5	6ヶ月 ～	月～金 7:15-18:15 土 7:30-15:30	7:15-18:15 8:00-16:00	-

【事業所内保育施設】

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	月齢	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
ヤクルト名取つばめ 保育園	植松字宮島 77 (302-7396)	5 ※2	1歳児 ～	月～金 7:30-18:30 土 7:30-18:30	7:30-18:30 8:00-16:00	- ※1
杜せきのした愛の杜 保育園	増田字後島 455 (397-6522)	5 ※2	6ヶ月 ～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00

※1 短時間認定の延長保育を実施しております。詳しくは各施設にお問い合わせください。

※2 事業所内保育事業は地域枠の利用定員を表記しております。

■認定こども園（2号・3号認定利用部分）

幼稚園と保育所の機能及び地域における子育て支援を行う機能を併せ持った施設です。

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	月齢	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
なとり幼稚園・ なとり保育園	幼:増田 3-8-8 (382-2735) 保:増田 3-7-28 (384-1123)	205	6ヶ月 ～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-19:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～土 18:00-19:00
なとり第二幼稚園・ なとり第二保育園	幼:手倉田字諏訪 276 (384-1923) 保:手倉田字諏訪 284 (797-4921)	180				
名取みたそのこども 園	美田園 5-3-5 (784-1020)	100	2ヶ月 ～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
名取あけぼのこども 園	増田 6-1-40 (382-2711)	100				
名取ひよこ園	美田園 3-25-2 (395-6861)	60				
関上わかばこども園	関上西 2-12 (398-9136)	45	6ヶ月 ～			
ぶらむ館腰こども園	植松三丁目 2-14 (797-1123)	90				

■幼稚園・認定こども園（1号認定利用部分）の申込・利用について

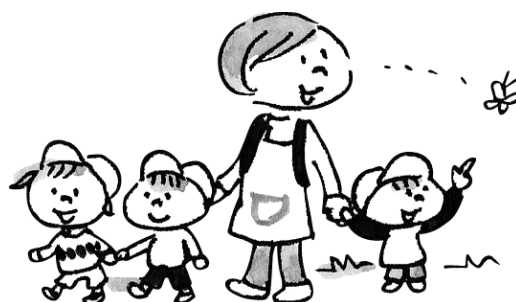
認定こども園または新制度移行幼稚園（P19）については、1号認定利用部分の定員があり、預かり保育を併用することで、保育施設に近い利用時間を確保することが可能となります。

利用については、施設に直接入園申込、支給認定申請を行うこととなりますので、各施設にお問い合わせください。保育料は無償となりますが、特定負担額（入園料、入園手数料）及び実費徴収金（給食費、バス利用料、制服等）は実費負担となります。

【預かり保育について】

時間や利用料金は施設ごとに設定されておりますので各施設にお問い合わせください。

なお、「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合、支給上限額（490 円×利用日数）と利用料のいずれか低い方が市から給付されます。（月額上限額は 12,300 円で、満3歳児クラスの新3号認定の場合は 17,700 円）。



6 保育料について（0～2歳児）

0歳児から2歳児（住民税非課税世帯除く）までの保育料は、各世帯の市町村民税の課税状況・児童のクラス年齢・保育時間により決定します。

※次ページの「利用者負担額（保育料）基準額表」をご確認ください。

■ 保育料の決定について

- ・保育料は保護者の市町村民税の課税状況で11階層の区分の中で決定します。その際、世帯の市町村民税が非課税であれば、保育料は無償となります。

令和9年4月～令和9年8月分の保育料

令和8年度の市町村民税により決定

令和9年9月～令和10年3月分の保育料

令和9年度の市町村民税により決定

- ・市町村民税決定後、毎年年度の途中（9月）に保育料の年度切換え決定を行うため、保育料額が変わる場合があります。
- ・保育料を決定する際の市町村民税の額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除等を差し引く前の金額となります。
- ・保育料は月額制です。出席日数にかかわらず在籍していれば月額保育料がかかります。ただし、月の途中で入退所した場合は在籍日数による日額保育料となります。
- ・保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。

⇒ご家庭の状況で保育の必要量が変更になる場合は、保育施設を通じて変更申請をしてください。申請を受けた翌月から保育料を変更します。

※同居の祖父母など、父母以外が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額を合計する場合があります。（世帯分離している場合でも算定の対象となります。）

※世帯状況の変更に伴い、年度の途中で保育料が変わる場合があります。

■ 保育料の納入について（0～2歳児）

- ・保育所の保育料は、原則口座振替による納入をお願いいたします。

口座振替による納入		・口座振替の手続きは、Web 口座振替受付サービスから申込みいただくか、各保育所またはこども支援課窓口で申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入いただき、取扱金融機関で直接手続きを行ってください。 ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。 ・引落とし日は毎月28日です。28日が休業日の場合は翌銀行営業日となります。 ・3歳未満児の兄弟姉妹入所中のお子さんが口座振替の場合、今回入所するお子さんの保育料も自動的に口座振替となりますので手続きは不要です。 ※公立保育所は、保育料(0～2歳児)と副食費(3～5歳児)について、それぞれ口座振替の手続きが必要となりますのでご注意ください。 ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書での納付となります。 ・こちらのページより Web 口座振替受付サービスへアクセスし、口座振替の手続きを行うことができます。 
取扱金融機関	七十七銀行 仙台銀行 仙台農協 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式	
納入通知書による納入		・納入通知書は、納期限までに（毎月末日）取扱金融機関もしくは、こども支援課窓口での納入となります。 ※令和9年4月1日より全国のコンビニエンスストアでもご使用いただけます。

- ・認定こども園、小規模保育施設（本郷小規模保育所除く）、家庭的保育施設、事業所内保育施設をご利用の方は、直接、施設へ保育料を納入いただきます。

■利用者負担額（保育料）基準額表

1 の表

令和 8 年 9 月 1 日現在

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額	
			3歳未満児の場合	
階層区分	定 義	(世帯の) 市民税所得割額	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	-	0 円	0 円
第2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ)の市町村民税非課税世帯	-	0 円	0 円
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯及び所得割課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	15,000 円 (7,500 円) [0 円]	14,800 円 (7,400 円) [0 円]
第4A	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円以上 57,700 円未満	25,000 円 (12,500 円) [0 円]	24,700 円 (12,350 円) [0 円]
第4B		57,700 円以上 73,000 円未満	25,000 円 (12,500 円) [0 円]	24,700 円 (12,350 円) [0 円]
第5A		73,000 円以上 77,101 円未満	30,000 円 (15,000 円) [0 円]	29,600 円 (14,800 円) [0 円]
第5B		77,101 円以上 97,000 円未満	30,000 円 (15,000 円) [0 円]	29,600 円 (14,800 円) [0 円]
第6		97,000 円以上 133,000 円未満	38,000 円 (19,000 円) [0 円]	37,500 円 (18,750 円) [0 円]
第7		133,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円 (22,250 円) [0 円]	43,900 円 (21,950 円) [0 円]
第8		169,000 円以上 235,000 円未満	50,000 円 (25,000 円) [0 円]	49,400 円 (24,700 円) [0 円]
第9		235,000 円以上 301,000 円未満	55,000 円 (27,500 円) [0 円]	54,300 円 (27,150 円) [0 円]
第10		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円 (30,000 円) [0 円]	59,200 円 (29,600 円) [0 円]
第11		397,000 円以上	78,000 円 (39,000 円) [0 円]	77,000 円 (38,500 円) [0 円]

()・・・第2子の保育料 []・・・第3子以降の保育料

<多子軽減について>

- 第4階層B～第11階層に該当する世帯について、保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用（以下「保育所等を利用等」という。）している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の（ ）内の保育料、第3子以降については無料となります。
- 第3階層～第4階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用等または年齢に関わらず上の子から数えて第2子については半額で1の表の（ ）内の保育料、第3子以降については無料となります。

<要保護世帯等の保育料>

- 児童が属する世帯が要保護世帯等（母子世帯等並びに、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯）、その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の場合、第3階層～第5階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用または年齢に関わらず上の子から数えて第1子については2の表に掲げる保育料、第2子以降については無料となります。

2の表

階層区分	保育料月額	
	3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	6,800円	6,700円
第4階層A・B	7,500円	7,400円
第5階層A	9,000円	8,900円

- 要保護世帯等であり、第5階層B～第11階層に該当する世帯については保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用等している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の（ ）内の保育料、第3子以降については無料となります。



7 副食費（給食費）について（3～5歳児）

3歳児から5歳児までは保育料は無償となりますが、主食費やおかず・おやつ等の副食費（以下、給食費）は実費負担となります。

■ 給食費の金額について

- ・公立保育所は副食費として月 4,900 円お支払いしていただくほか、主食として白飯を持参していただくことになります。（※金額については、今後変更になる場合があります。）



その他の施設については、各施設で給食費が異なりますので、金額等については通園する施設にご確認ください。

- ・なお、以下に該当する方は副食費（おかずやおやつ代）については免除となります。

① 利用者負担額基準額表（P14 参照）第1階層～第4階層 A までのお子さん

（要保護世帯については、第1階層から第5階層 A までのお子さん）

- ※ 市町村民税決定後、毎年年度の途中（9月）に免除対象の年度切り替えを行い、更新するため、対象について変更になる場合があります。
- ※ 同居の祖父母など、父母以外が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額を合計する場合があります。（世帯分離している場合でも算定の対象となります。）
- ※ 世帯状況の変更に伴い、年度の途中で免除対象が変更になる場合があります。

② 所得に関わらず保護者と同一世帯で第3子以降のお子さん

- ※ 算定基準： 保育所（2号認定）は小学校就学前までのお子さんから数える
幼稚園（1号認定）は小学校3年生修了前までのお子さんから数える

③ 対象となる方には、通知を出しますので、申請は不要です。

■ 給食費の納入について

- ・私立保育所・認定こども園の給食費は通園する保育施設に直接納入していただくようになります。
- ・公立保育所の副食費は、原則口座振替による納入をお願いいたします。手続きについては以下のとおりです。**※0歳児～2歳児の保育料の口座振替とは別に手続きが必要です。**

口座振替による納入		・口座振替の手続きは、Web 口座振替受付サービスから申込みいただくか、各保育所またはこども支援課窓口で申請書をお渡ししますので必要事項をご記入いただき、取扱金融機関で直接手続きを行ってください。 ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。 ・引落とし日は毎月28日です。28日が休業日の場合は翌銀行営業日となります。 ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書での納付となります。 ・こちらのページより Web 口座振替受付サービスへアクセスし、口座振替の手続きを行うことができます。 
取扱金融機関	七十七銀行 仙台銀行 仙台農協 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式	
納入通知書による納入		・納入通知書は、納期限までに（毎月末日）取扱金融機関もしくはこども支援課窓口での納入となります。 ※令和9年4月1日より全国のコンビニエンスストアでもご使用いただけます。

8 その他保育関係事業について

その他の事業の概要についてお知らせします。

■ さぼーとぷらす保育事業（障害児保育事業）

実施保育所	全ての市内認可保育所及び認定こども園で実施しています。
内 容	原則として、発達の遅れや障害が軽・中程度のもののうち、集団保育が可能であると認められた児童を対象に、健常な児童とともに保育する事業です。
備 考	・申請前にこども支援課へご相談ください。 ・通常の入所申請とは別に申請が必要となります。 なお、保育士を加配対応することから、ご希望に添えない場合がございます。 ・申請にあたっては、別途医師の診断書や発達検査結果等の提出をお願いすることとなります。 ・お子さんの状況や保育士の配置等により、受入施設において、利用時間を個別に相談させていただく場合があります。 ・詳しくは名取市HPをご覧ください。

■ 一時預かり事業について

実施施設	名取が丘保育所、高館あおぞら保育園、名取みたそのこども園 愛の杜めぐみ保育園（休止中）
内 容	・一時預かり事業（一時的利用）とは、保護者の入院・通院、看護、出産、冠婚葬祭、災害、事故、非定期的就労、求職活動、兄弟の行事参加など緊急時または一時的に家庭での保育が困難な場合にお子さんを一時的にお預かりする事業です。 ※育児疲れの解消を目的とした利用も可能です。 ※詳しくは名取市HPをご覧ください。 
備 考	定員や空き状況等、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

■ 病後児保育事業について

病気の回復期にあるお子さんについて、保護者が勤務の都合により保育できない場合や緊急時に困った場合（入通院、家族の看護、出産、冠婚葬祭等）お預かりする事業です。

実施保育所	名取みたそのこども園、愛の杜めぐみ保育園
対象児童	名取市内に住んでいる満1歳以上～小学校6年生までの児童
時 間	8:00 ～ 18:00
利用可能日数	7日間以内
利 用 料	1時間240円（1日2,400円）※別途昼食代400円がかかります。
申し込み先	名取みたそのこども園 Tel 784-1031（病後児保育室直通） Fax 784-1023 愛の杜めぐみ保育園 Tel 080-4518-2623（病後児保育室直通） Fax 226-7465

※認可外保育施設もりのなかま保育園名取増田園サイエンス+（Tel 290-1363）においても、病児・病後児保育を実施しております。詳細については施設へ直接お問い合わせください。

9 保育施設について

認可保育施設の概要についてお知らせします。

■入所期間について

家庭で保育ができない理由が保育を必要とする事由に該当する場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。なお、入所中保育の必要性の認定基準に該当するかを確認するため家庭状況調査を実施します。

※病気や介護・看護等の事由により一定期間の認定を受け、引き続き保育を必要とする事由に該当する場合は、変更申請により保育施設の利用期間をさらに延長できる場合があります。

■退所について

主に、以下に該当する場合、退所となります。

- 名取市外に居住することとなった場合（転出した場合）
- 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- 支給認定期間が満了となった場合
- 特別な理由のない欠席が一定期間続いた場合

※事由が発生次第、利用施設もしくはこども支援課に速やかにお知らせください。

■休日について

日曜日・国民の祝日・12月29日～翌年の1月3日はお休みです。

■ならし保育について

入所したばかりのお子さんは最初から長時間保育になると環境の変化から大きな負担を感じます。保育施設での生活に慣れるように、保護者とご相談しながら少しずつ保育時間を長くすることもあります。

育休期間でのならし保育の入所は最大2か月としております。

■保険について（独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入）

保育中または登降所中に災害にあった場合に備えて、加入していただいております。（別の保険加入の施設もあります。）

- 〔 医療費 〕 療育に要した費用（総医療費 5,000 円以上）の 10 分の 4
※子ども医療費助成制度が適用され、医療費の自己負担がない場合は療育に要した費用（総医療費 5,000 円以上）の 10 分の 1
- 〔 障がい 〕 最高 4,000 万円の見舞金給付（令和 8 年度）
- 〔 死 亡 〕 最高 3,000 万円の見舞金給付（令和 8 年度）
- 〔 掛け金 〕 公立保育所の場合（令和 8 年度）
年額 365 円（設置者負担額 125 円・保護者負担額 240 円）
※生活保護世帯は保護者負担額 0 円

10 その他の施設など

名取市内には、幼稚園や認可外保育施設、子育て支援の施設などもあります。
利用ご希望の場合は直接お問い合わせ、申してください。

■新制度移行幼稚園 ※詳しい内容は各施設へお問い合わせください。(P12 下部も参照願います)

施設名	保育年齢	住 所	電話番号
ふたば幼稚園	2 歳児～ ※	飯野坂 5-2-1	382-2039
尚絅学院大学附属幼稚園	満 3 歳～ ※ (1・2 歳児対象事業有)	ゆりが丘 4-10-2	381-2270

■認可外保育施設

施設名	保育年齢	住 所	電話番号
Penguin International School (ペンギンインターナショナルスクール)	1 歳 6 か月～ ※ 一時預かり有	杜せきのした 5-31-11	226-8975

■企業主導型保育施設

基本は従業員の方のための施設となりますが、一部地域枠を作った受入も可能となっています。

施設名	保育年齢	住 所	電話番号
イオンゆめみらい保育園	生後 57 日～	杜せきのした 5-3-1	724-7251
もりのなかま保育園名取増田園 サイエンス+	3 か月～2 歳児 ※病時・病後児保育室有	増田 3-9-40	290-1363
さふらんキッズ	6 か月～2 歳児	下余田字鹿島 10	281-8740
ペンギンナーサリースクール	6 か月～2 歳児	美田園 6-3-4	796-2875
ひよこのゆめ	2 か月～2 歳児	美田園 3-14-7	796-2771

■子育て支援センター・子育てひろば

就学前のお子さんがご利用できる施設となっています。詳しい内容は各施設へお問い合わせください。

施設名 対 象	名 称	住 所	電話番号
高館あおぞら保育園	子育てサロン 「りんご組」	高館熊野堂字五反田山 1-2	381-2031
増田児童センター	子育てひろば 「びよびよハウス in ますだ」	増田 3-9-56	381-1305
下増田児童センター	子育てひろば 「びよびよハウス in しもます だ」	美田園 7-22-2	070-6953-7424
那智が丘児童センター	子育てひろば 「びよびよハウス in なちがおか」	那智が丘 2-1-2	070-5019-3801
愛島児童センター	子育てひろば「ぱんぷーん」	愛島笠島字弁天 19-3	382-1213
本郷小規模保育所	子育てひろば「きらら」	本郷字矢口 84	080-9637-8084
名取市子育て支援拠点 施設	cocol' ll (ここいる)	杜せきのした 5-3-1 イオンモ ール名取 あおばコート 3 階	281-8172

■ファミリーサポートセンター

基本料金 1 時間 700 円～ 幼児教育・保育の無償化対象となる場合がありますので、詳しくは下
記連絡先へお問い合わせください。

施設名	対象	住 所	電話番号	受付時間
名取市ファミリー・ サポート・センター	乳幼児 学童	増田 3-9-56 (増田児童センター内)	070-5328-2518	9:00～ 17:30

11 よくある質問 Q&A

Q1 3歳の誕生日が来たら、3歳児クラスに入所ができますか？

A 入所を希望する年度の4月1日時点の年齢での利用調整になります。



Q2 保育施設に入れなかった場合、その後の手続きはどうなりますか？

A 申込に関しては年度内有効となります。新年度(4月)の入所を継続して希望される場合は、決められた期間(例年10月～11月)に再度申込が必要となります。
なお、申込時点と申込内容が変わった場合は、その変更に応じた連絡や書類の提出をしてください。優先度が変更になる場合があります。
申込を取り下げる場合は速やかにこども支援課にご連絡ください。

Q3 保育標準時間認定を受けた場合11時間預かってもらえますか？

A 保育施設での保育時間は、認定時間内で必要な時間を利用していただくようになります。保育時間については、就労が理由での利用の場合、就労時間プラス通勤時間が基本となります。理由なく長時間の利用はできません。

Q4 月の途中で入所することになりましたが、保育料は変わりますか？

A 保育料は月額制となりますので、出席日数にかかわらず在籍していれば月額保育料がかかります。ただし、月の途中で入退所した場合は在籍日数による日額保育料となります。

Q5 保育短(標準)時間で利用しているのですが、保育標準(短)時間認定に切り替えることはできますか？また、保育料は変わりますか？

A 切り替えできます。ただし、保育標準時間での保育の利用が必要と認められる場合に限ります。保育施設またはこども支援課備え付けの「変更申請書」を、入所中の保育施設へ提出してください。保育必要量の切り替えは前月25日(土日祝日の場合は前日)までの申請が必要となります。なお、就労証明書の提出が必要となる場合があります。
(例) 5月1日から保育必要量を変更したい場合は、4月25日までに申請が必要です。
保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。利用時間は変更事由が発生した日からの変更となり、保育を必要とする時間の変更事由が発生した翌月(月初日の場合は当月)から保育料を変更します。

Q6 職場が名取市外にあります。職場の近くの保育所等を利用できますか？

A 認可外の保育施設であれば利用可能です。認可保育施設は利用できません。
※地域型保育施設のうち事業所内保育施設(従業員枠)は利用可能です。

Q7 入所希望先は多く記入した方がいいですか？

A 入所の調整は希望先として挙げられている保育施設で行います。
(希望施設が限定されれば、その施設のみでの調整となります。)
決定すれば、毎日送迎をするようになりますので、ご家庭の状況にあわせ、できるだけ多くの保育施設を記入することをおすすめします。



Q8 第1希望以外の保育施設に入所した場合、第1希望の保育施設に転園できますか？

A 年に1回、11月頃に転園希望について申請を受付し、可能となれば新年度の4月から転園となります。なお、入所可能枠の関係もありますので、必ず転園できるとは限りません。

Q9 名取市に引越しを考えています。転入予定での申込はできますか？

- A 転入予定での申込は可能です。転入予定先（住所）を明確にして申込いただくようになります。入所できとなった場合、入所日前には名取市内に住民登録をしていただく必要があります。入所日前に転入が確認できない場合、支給認定及び内定取消しとなります。

Q10 育児休業中に入所はできますか？

- A 育児休業中は保育の必要性に該当しないため、対象外です。ただし、以下の場合は例外として入所可能となります。
- 1) 仕事に復帰する日の2ヵ月前からならし保育を行う場合は入所可能となっています。
 - 2) 現在、お子さんが保育施設を利用して、育児休業を取得する場合、入所しているお子さんについては、育児休業中でも1年間は継続利用可能となります（新たに育児休業を取得したお子さんが認可保育施設に入所出来なかった場合のみ、6ヵ月毎、最長で育児休業取得中のお子さんが2歳になるまでの間は継続利用可能です）。

Q11 祖父母等が同居していても申込はできますか？

- A 申込できます。ただし、同居親族の保育を必要とする状況によって優先度が変わりますので、60歳未満の同居親族については、保育を必要とする旨の証明書の提出をお願いします。
- ※60歳以上の同居の親族等については、証明書等の提出がなくとも優先度は変わりません。

Q12 仕事を辞めました。保育所は退所しなければなりませんか？

- A 仕事を辞めて、家庭での保育が可能な場合は退所となります。ただし、「次の仕事を探す」という場合は、支給認定事由を「就労」から「求職活動」に変更したうえで、退職の翌日から最大90日を経過する日の属する月の末日までは、継続して利用可能です。
- 有効期間内に就労ができなければ退所となります。

Q13 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー除去食は実施していますか？

- A 食物アレルギーに対しての除去食対応は、かかりつけ医による指示書をもとに栄養士と面接の上、可能な範囲で行っております。症状によってはお子さんの命にかかわる大切なことですので、必ず申し出てください。

Q14 バスの送迎はありますか？

- A 公立保育所では行っていないですが、一部の認定こども園（3歳児以上）では実施しています。
- 詳しくは、各施設にお問い合わせください。

Q15 延長保育を利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

- A 公立保育所（増田保育所、名取が丘保育所、ゆりが丘保育所、関上保育所、本郷小規模保育所の5施設）は、施設備え付けの「延長保育申込書」を施設に提出してください。その他の施設については、各施設へお問い合わせください。
- ※上記の公立保育所では延長保育が不要になった場合は、別途「延長保育不要届」の提出が必要になりますのでご注意ください。

保育期間早見表（令和 9 年度）

生年月日	R9.4.1 満年齢 (クラス)	小学校就学前までの保育の実施期間					
		0 歳児まで	1 歳児まで	2 歳児まで (幼稚園・満3歳児)	3 歳児まで (幼稚園・年少)	4 歳児まで (幼稚園・年中)	就学前まで入所 (幼稚園・年長)
R8.4.2 生～ R9.4.1 生	0 歳児	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31	R14.3.31	R15.3.31
R7.4.2 生～ R8.4.1 生	1 歳児		R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31	R14.3.31
R6.4.2 生～ R7.4.1 生	2 歳児			R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
R5.4.2 生～ R6.4.1 生	3 歳児				R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
R4.4.2 生～ R5.4.1 生	4 歳児					R10.3.31	R11.3.31
R3.4.2 生～ R4.4.1 生	5 歳児						R10.3.31

※ 受入可能月齢については、P11,12 の認可施設一覧をご覧ください。